

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号 損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号 損害賠償等請求事件）

甲号証証拠説明書（2）

平成 19 年 3 月 26 日

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

控 訴 人 戸 崎 貴 裕 印

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成または 記録年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲 27	第 1 回	JAF サービス記録 (23 枚の伝票) 及 びバッテリー交換 記録伝票(2 回分 2 枚) (全 15 頁の謄本)	日本自動車連 盟(JAF), オー トボックス(自 動車部品店), 及び LCI(控訴 人の所有して いた車の正規 ディーラー)	各書証記 載の通り	甲 24 号証で示した 車両侵入痕跡とと もに, 別途甲 28 号 証で示すとおり正 規ディーラーによ る 2 度の検査の結 果, 通常考えられ る原因も故障も無 いにもかかわらず, また, 2 度バッテリ ーを交換している にもかかわらず, バ ッテリー上がり等が 頻繁に発生し, 控訴 人の日常生活に支 障のあったことを, 現存する JAF サー ビス記録伝票(23 枚)及びバッテリー 交換記録(2 回分 2

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

					枚)をもって立証する。
甲 28	第 1 回	控訴人の所有していた車の正規ディーラー複数担当者との会話 (反訳書)	控訴人(記録及び反訳)	17年8月16日, 18年4月9日, 及び18年5月20日(記録日)	甲 27号証で示したバッテリー上がり等の原因として, 控訴人の所有していた車両の正規ディーラーによる2度検査の結果, 通常考えられる原因も故障も無く, 同車種の正規ディーラーに対しても, 他の同車種のユーザーから同様の報告がなされていない事実を立証する。
甲 29	第 1 回	水洗トイレタンクへ水を導く水道管の水流調節弁(写真)	控訴人(撮影)	19年3月19日(撮影日)	控訴審準備書面(3)の21で述べた「水洗トイレのタンクの横についている元栓」の写真を示すことで, この調節弁が数時間の外出中に閉まるという結果は人為的にしかかなしえない構造であることを立証し, 甲 24号証の補足とする。
甲 30	第 1 回	訴外女性 A との会話記録等(反訳書)	控訴人(記録及び反訳)	17年3月8日, 及び17年3月29日(記録日)	原審準備書面(2)にて事情として述べた訴外女性 A につき, 同人と控訴人との会話を示し, 同人が再生不良性貧血, 精神病, 肝血腫等の疾病を患っていると自称し控訴人に

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

					いっさいの確認をさせなかった事実、また、訴外生活妨害行為等の発生時期に、同人によって「社会的に抹殺することもできるのよ。」などといった言動がなされていた事実を立証する。
甲 31	第 1 回	訴外女性 A とのインターネット文字通信記録	控訴人（記録者）	16 年 12 月 11 日、16 年 12 月 14 日、16 年 12 月 26 日、及び 16 年 12 月 27 日	甲 31 号証とあわせ、訴外女性 A が自称の病気について話していたこと、突然控訴人に対し、「むなしい？」等と意味不明の問いを発したり、「悪魔のスイッチを入れたわね、あなたは」、「皆が不幸になればいいと思ってる。」等と通常人が口にしないような言動を控訴人に対し行っていた事実を立証する。
甲 32	第 1 回	訴外生活妨害行為等と同一または同様の数々の行為の効果及び実行方法が解説された書籍よりの抜粋	Victor Santoro 著、Loompanics Unlimited 刊、1994 年、ISBN 1-55950-113-8（控訴人による翻訳）	左記のとおり 1994 年に出版された書籍を 19 年 3 月に控訴人が抜粋及び翻訳。	原審準備書面(2)で述べたとおり、訴外生活妨害行為等と同一または同様の数々の行為が記されている書籍が存在する事実、及び、同行為が同行為の客体となった人物を異常者として仕立て上げ、同人の社会的評価を失墜さ

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

					せ、自滅したかのように見せかける目的で行われる行為として記されている事実を立証する。
甲 33	第一回	「GangStalking」, 「集団ストーカー」といった用語 についてのインターネット上の情報	各ホームページ 管理者等	19年3月 22日及び 25日	訴外生活妨害行為等に類似した事例を含め、インターネット上に「集団ストーカー」や「Gang Stalking」といった用語及び事例報告が多数存在している事実を立証する。また同時に、控訴人が当時「集団ストーカー」や「Gang Stalking」という言葉を使用し、報告事例を参考に乙 A3 に示された文章を構成したことは不自然ではなく、報告事例が多数存在するという事実は控訴人の妄想でもないことを立証する。本号証は、それぞれのページ表示を行ったコンピュータの画面をそのまま画像として印刷した状態で示す。
甲 34	第一回	甲 28 及び 30 号証 で反訳を示した音声記録（CD-ROM 媒体）	控訴人（記録者）	それぞれ 反訳書に 示したと おり。	甲 28 及び 30 に同じ。甲 28, 30 の順に 音声を順次記録。

以上